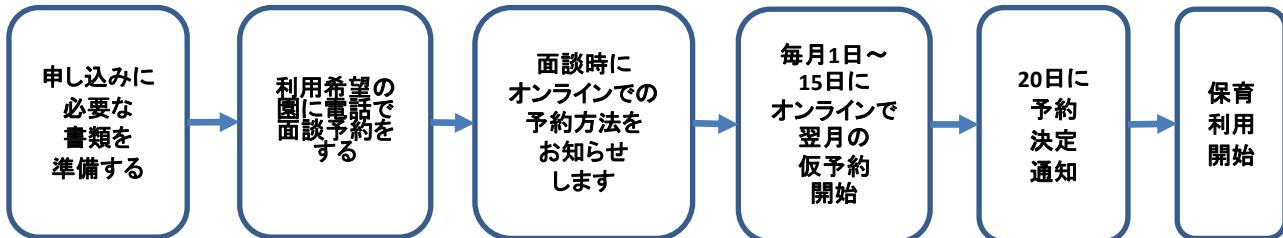


4 利用の申し込み方法

私的保育サービス

○利用を希望する園に電話で面談日を予約し、児童と一緒に面談を受けてください。面談の予約は随時受け付けます。15日までに面談が終了した方は翌月の仮予約が可能になります。（面談の予約状況によってはご利用が翌々月となる場合がありますのでご了承ください）面談時には、親子健康手帳を持参し、必要書類（下記5）を提出してください。



15日の仮予約は利用決定ではありません。

非定型的保育サービス

20日に必ずオンライン上で予約決定の確認をお願いします

○利用を希望する園に電話で面談日を予約し、児童と一緒に面談を受けてください。面談の予約は随時受け付けます。利用開始はお問い合わせ時期により異なります。まずはお電話で直接お問い合わせください。面談時には、必要書類（下記5）を提出してください。

緊急保育サービス

○ご利用の前日（事由により当日でも可）までに、利用を希望することも園に直接お電話でお申込みください。

※必要な書類は一時預かり保育を実施するこども園にて配布又は那覇市のホームページからダウンロードできます。

※認可保育所等の一時預かり事業実施状況は、那覇市のホームページをご覧ください。

※家庭の事情の変更等により、利用サービスが変わるときは、園に連絡して下さい。



5 申し込みに必要な書類

(1) 各保育サービス共通

- ①一時預かり保育申請書（那覇市指定様式）
- ②那覇市民であると確認できる書類
- ③家庭における食物摂取状況（那覇市指定様式）

(2) 非定型的保育サービス（(1)に加え①、②のどちらか）

- ①保護者の勤務証明書または自営業証明書等（就労による利用の場合）
- ②保護者の通学証明書（職業訓練及び就学等による利用の場合）

(3) 緊急保育サービス（(1)に加え①、②、③のどちらか）

- ①保護者の診断書または、その状況がわかる書類（疾病等で入院による利用の場合）
- ②家族の診断書または、その状況がわかる書類（家族の看護及び介護による利用の場合）
- ③親子健康手帳（出産による利用の場合）
- ④必要に応じて事由等が明らかにできる書類の提出をお願いする場合もあります。

6 安全と健康管理について

- その日の児童の体調を園にしっかりと伝えてください。
- 緊急時の連絡先も事前に調整し、園にお知らせください。
- はしか等の予防接種については、できるだけ事前に接種してください。
- 感染症にかかったあとを利用する際は、園にご確認下さい。

公立こども園一時預かり保育についてのお問い合わせは
那覇市こども教育保育課 TEL 861-2113